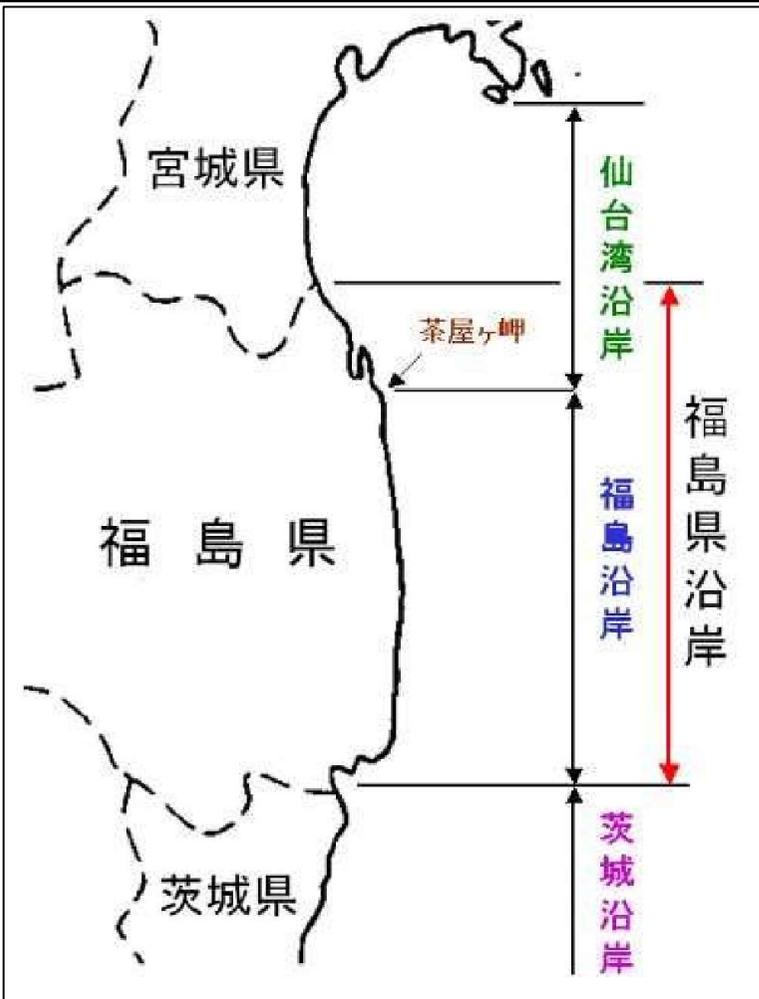


海岸保全基本計画について

- 福島県沿岸は相馬市の茶屋ヶ岬を境として仙台湾沿岸と福島沿岸に分けられている。
- 福島県では沿岸毎に海岸保全基本計画を策定している。
- 今回の変更では、気候変動の影響を考慮した外力や防護水準の目標を設定する。



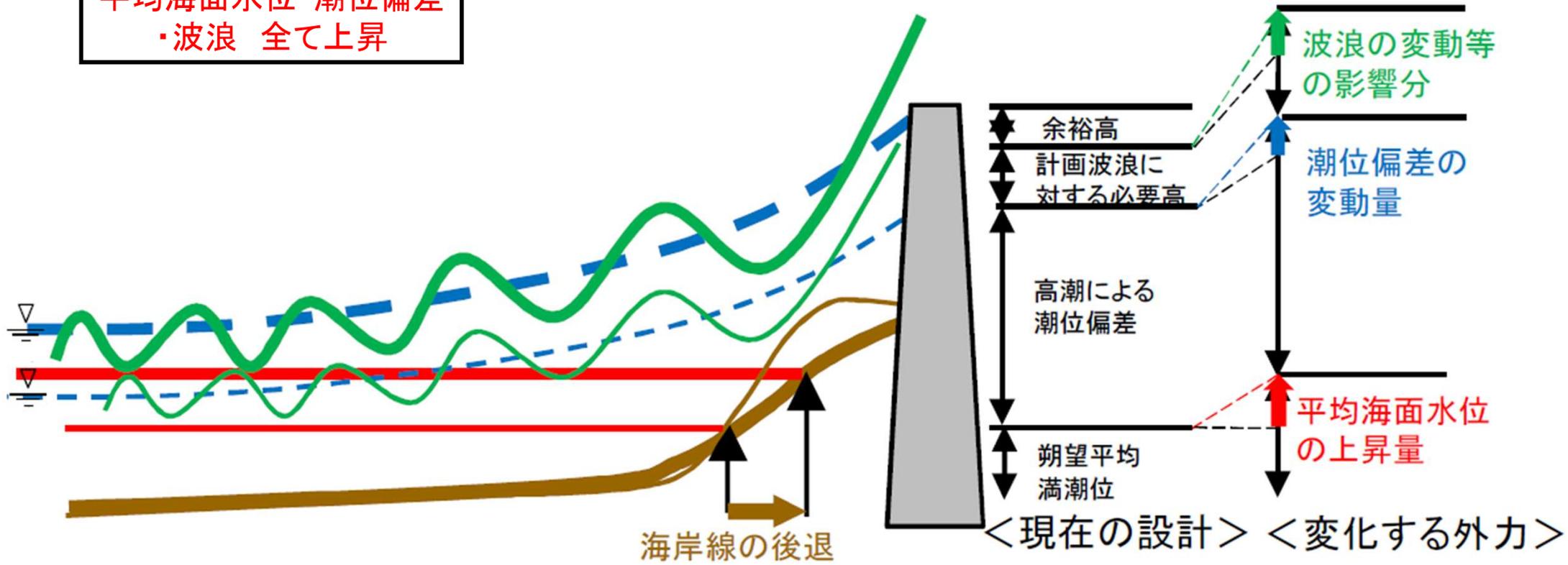
□海岸保全基本計画に定める事項

- ・ 海岸の保全に関する事項
 - ① 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
 - ② 海岸の防護に関する事項
 - ③ 海岸環境の整備及び保全に関する事項
 - ④ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項
- ・ 海岸保全施設の整備に関する事項
 - ① 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項
 - ①-1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域
 - ①-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置
 - ①-3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況
 - ② 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項
 - ②-1 海岸保全施設の存する区域
 - ②-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置
 - ②-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

仙台湾沿岸海岸保全基本計画（福島県分）の対象：宮城県境から茶屋ヶ岬までの海岸（海岸線の総延長約24km）
福島沿岸海岸保全基本計画の対象：茶屋ヶ岬から茨城県境までの海岸（海岸線の総延長約139km）



平均海面水位・潮位偏差
・波浪 全て上昇





実施体制・実施スケジュール

- ▶ 「福島県沿岸海岸保全基本計画の変更に向けた検討会」を設置し、技術的な内容について検討頂く。
- ▶ 実施スケジュールは以下のとおり。

第1回 (令和6年8月)	第2回 (令和6年12月予定)	第3回 (令和7年度を想定)	第4回 (令和7年度を想定)
<ul style="list-style-type: none"> 検討会の概要 気候変動を踏まえた計画外力の計算方法の決定 <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">今回</div>	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動を踏まえた計画外力の設定 	<ul style="list-style-type: none"> 気候変動を踏まえた防護水準の設定 	<ul style="list-style-type: none"> 整備に向けたロードマップの設定 海岸保全基本計画の変更内容の設定





- ✓ 気候変動シナリオは、21世紀末（2081～2100年）時点で2°C上昇（RCP2.6シナリオ）とする。
- ✓ 潮位は、「日本の気候変動2020（文部科学省・気象庁、令和2年12月）」に基づき上昇量を加算する。
- ✓ 将来の潮位偏差・波浪の増大量は、過去に被害があった台風に気候変動の影響を考慮し算出する。